

甲府市

自治会加入促進 ハンドブック

～遠くの親戚より近くの他人～



甲府市自治会連合会・甲府市

はじめに

少子高齢化や人口減少が進展している昨今、さまざまな深刻な状況や問題を解決していくためには、地域のコミュニティ活動をはじめとした協働によるまちづくりを行っていくことが重要となっています。

その中で自治会は、同じ地域に住む誰もが安全で安心して暮らすことができる住み良いまちづくりを目指し、活動を行っている最も身近な組織です。

主な活動内容としては、住民同士の親睦、きれいで快適なまちづくりを行うための活動等のほか、地域の防災対策、子どもや高齢者の見守りや安全対策、市政や地域情報を伝えるなど重要な役割を担っています。

特に、令和6年元日に発生した能登半島地震や平成26年の山梨県内の大雪災害などいつ起きるかわからない自然災害発生時の自治会の役割については「共助」という面で大切さが再認識されています。

しかし、価値観の多様化・ライフスタイルの変化により、自治会の活動に無関心な人が多くなってきたことで、自治会に加入しない人が増え、様々な活動に支障を来すことが多くなってきています。

このような状況に歯止めをかけようと、加入呼びかけの活動を行っている自治会はあるものの、加入の必要性やメリットを理解してもらえないことや、呼びかけの方法や手段が十分でないため、なかなか地域の方に、自治会の必要性が伝わらないことが多く、苦慮しているとの声を聞いています。

一方で、地域の実態に合った独自の手法や積極的な働きかけにより、自治会への加入を促進させた事例もあります。

この冊子では、自治会への加入を呼びかける際の基本的な方法をまとめましたので、参考にさせていただき、自治会において、自治会員の拡大に向けた取り組みを進めていただくことを願っております。

令和6年4月

甲府市自治会連合会
甲 府 市

目 次

1 自治会の活動目的

遠くの親戚より近くの他人

いざという時は、「自治会」が頼りになります！……………	1
自治会の主な活動……………	3

2 加入の促進

加入呼びかけの心得

呼びかけの手順……………	7
アパート・マンション等の居住者の加入促進……………	8
呼びかけの実施例……………	10

想定質問と回答例

訪問時に想定される質問と回答例……………	12
アパート等居住者（単身者、学生）からの想定質問と回答例……………	16

資 料

あいさつ状……………	18
------------	----

1 自治会の活動目的

遠くの親戚より近くの他人

いざというときは、「自治会」が頼りになります！

昔は、自治会のお祭りや行事など、地域の一大イベントに参加するのが当たり前で、地域の絆を深める機会となっていました。

しかし、現在では、生活環境が充実しライフスタイルが多様化した結果、地域の活動に関心が薄れ、退会する方や加入しない方が増え、自治会の加入率は減少しているのが現状です。

皆さんが自治会の必要性を再認識し、なぜ自治会が必要なのか、なぜ自治会に加入してもらいたいのかをしっかりと伝えられるかが、加入を呼びかけるときに相手を説得する決め手になります。

加入促進への取り組みが必要です

石川県能登地方で震度7の揺れを観測した「令和6年能登半島地震」では北陸各地に甚大な被害をもたらし、私たちに大きな衝撃を与えました。

こうした中、南海トラフの巨大地震や首都直下地震の発生確率も、相当高いと言われており、近い将来、大規模な地震が発生することが予想されています。

自治会は、私たちの生活で最も身近な組織であり、もしもの時に一番頼りになる組織です。いざというときに助け合えるためにも、普段から地域社会で関係性を築くことが大切です。

もし！大規模地震が発生したら、
あなたはどうしますか？

自助
7割

公助
1割

共助
2割



救助活動や消火活動などが思うように機能しません

大規模な震災が起きた場合、市や消防、警察、自衛隊等が連携し、全力で災害対応活動に取り組みますが、建物の倒壊、地割れなどによる道路の寸断や通信の不通などにより、救助活動や消火活動などの機能が著しく低下します。

災害対応活動は、市や消防、警察、自衛隊等の職員だけでは対応しきれず、地域で対応する共助の部分が大変重要となります。

地域の**力**が必要です！

●住民の安否確認 ●被災状況の調査（市への情報提供）

災害発生当初は、被害状況等、正確な情報の集約が大変重要となりますが、市の機能だけでは、全市的な情報を集めることは困難です。自治会など地域からの情報が大変重要な情報源となります。

●身体の不自由な方等の避難所への移送

災害時要援護者支援制度は、高齢の方や身体の不自由な方など、災害時に援護を必要とする方が登録することにより、あらかじめ避難計画等を定め、災害時に避難等を支援する制度です。この制度は、自治会組織により成り立っています。

●避難所の運営 ●炊き出し ●災害備蓄品の配布

災害が発生した初期の段階では、集会所など地域の1次避難場所の運営や炊き出しの実施、災害備蓄品の配布など自治会単位で組織されている自主防災組織が活躍します。また、地域災害拠点の行政との共同運営など、地域の情報に精通した自治会の役割は非常に重要なものとなっています。

●地域防災計画の策定【災害備蓄品の購入(管理)防災訓練の実施など】

あらかじめ、災害の発生に備えて、地域の防災計画を策定し、その計画に則った災害用品の備蓄、防災訓練などを実施しています。



ちょっと一言

市も積極的に支援しています

地域の防災力を高めるために、市でも自主防災組織を自治会の単位ごとに組織することを積極的に支援しています。

それは、地域の皆さんが思い思いに対応するよりも、団結して組織的に活動することで、効率的で効果的な災害対応活動を行うことができるからです。



自治会の主な活動

自治会は、安心・安全な住みよい地域づくりを目指し、防災面だけでなく、防犯、環境美化、福祉、教育、子育て支援など、さまざまな分野で活動を展開しています。



●地域安全活動や防犯灯の設置・管理

地域全体で防犯活動に取り組み、住民同士が顔見知りとなり、防犯の目を光らせていることによって、空き巣や盗難事件などへの大きな防犯効果につながります。

日ごろから防犯パトロールの実施や街路灯の設置・管理など、地域の安全確保に取り組んでいます。

●地域の支え合い活動

地域に住む高齢者や障がいがある人の見守り活動や敬老会事業を実施するなど、地域で支え合う活動を民生委員や社会福祉協議会などと連携して行っています。



●地域の支え合い活動

「ごみ集積所の管理」や「花いっぱい運動」の実施など、きれいで住み良い地域環境を創出する活動を実施しています。また、「有価物回収」などを実施し、資源のリサイクルやごみの減量化にも取り組んでいます。

●市の事業等への協力

自主的な活動のほか、さまざまな市の事業に協力したり、「広報こうふ」や「議会だより」の配布をはじめ、市役所や公共団体等の情報を回覧で伝達したりしています。



●子どもを守るパトロール活動

不審者被害などから子どもを守るパトロール活動や安全で安心して暮らせるまちづくりのための活動を実施し、地域全体で子育てを支援しています。

朝夕の子ども達の登下校時に合わせて、子どもを見守り、あいさつ、言葉を交わしています。





●イベントの開催

地域の安心・安全を守る活動を展開するためには、地域の親睦を深め、連帯意識を深めていくことが重要です。

そのために、お祭りや餅つき、スポーツ大会など、地域の特色を活かしたさまざまなイベントを開催しています。

ちょっと一言

防災・防犯活動は、PR効果が大きい

自治会に無関心な人にとって、自治会へ加入するメリットとして伝えやすいのは、防災・防犯活動です。

個人之力だけではどうしようもないような災害や犯罪に立ち向かうには、地域の団結が必要です。地域で事前に対策を練るなど準備を万全にしたケースや、迅速な救助活動や消火活動などで被害を最小限に抑えたケースもあります。

震災で活躍した地域の結束【例】

2011年（平成23年）に発生した東日本大震災では、自治会・町内会の方が自主防災会の方が、避難誘導を行いました。また、避難所生活では、いち早く自治会・町内会、自主防災会や地域のリーダーの方が声を上げ、自ら被災したにもかかわらず情報収集にあたり、避難者名簿の作成や必要な物資の聞き取り調査を行い、対策本部に情報提供したとのこと。さらに、高齢者や障がいのある方の安否確認なども行っています。

被災して一番助かったことは、被災していない周辺の自治会・町内会、地域コミュニティ団体からの炊き出しの支援であったそうです。災害発生から災害物資が届くまでの2、3日の間は、地域の支援がとても重要な役割を果たしました。

このように、日ごろからの自治会・町内会の活動が活発な地域ほど、避難所においてもコミュニティ活動が機能し、支え合いや助け合いの意識が高かったと言われています。

阪神淡路大震災後でも言われたことですが、この東日本大震災後、さらにこの教訓を生かした、自治会・町内会等の地縁組織による自主防災組織が重要視され、結成の機運が全国的に広まっています。

豪雪での地域の絆(おもいやり)【例】

2014年(平成26年)2月14日未明から15日にかけての大雪は、甲府地方気象台の観測史上最高の114cmの積雪を記録しました。

県営貢川団地内自治会では、この豪雪に対処するため、まだ雪の降りしきる15日早朝から団地内の4自治会の会長会議を開催し、「緊急車両の通路確保を含めメイン道路の除雪を優先して行うこと」、「火災を起こさないよう注意喚起すること」などを決定し、午前8時30分から全自治会員による除雪作業を開始しました。

また、「いきいきサロン」の会員へは炊き出しをお願いし、手際よく対応してもらいました。高齢者にとっては、この大雪のため、買い物にも行けない状況だったため、この炊き出しは極めて有効でした。

さらに翌16日は、団地内の定例清掃を除雪作業に変え、それぞれの自治会で作業を行いました。これにより、わき道からメイン道路へ徐々に通行できるようになりました。

これらの取り組みは、毎年行う地域防災訓練や甲府市総合防災訓練などの地道な積み重ねが原動力になったものと考えられます。

4自治会の「団結」・「絆」、協力してくれた会員や「いきいきサロン」のメンバーの日ごろの人間関係の大切さを改めて痛感した、まさに「豪雪の絆」でした。



2 加入の促進

加入の呼びかけの心得

加入を強制するような呼びかけではなく丁寧な対応を心がけましょう

自治会に加入していただくためには、訪問前に入念な準備を行うことと、的確な加入呼びかけを行うことが目的達成への近道です。

次の点などに注意して、効果的な訪問を心がけましょう。

呼びかけの手順

1 訪問前の準備

①未加入世帯の把握、調査

○自治会の区域を確認しましょう。

地域によっては、入り組んだ地域や飛び地など複雑な境界があるところがあります。まずは、自分たちの自治会の区域を把握しましょう。

○住宅地図などを参考に、未加入世帯を確認しましょう。

加入世帯は、住宅地図等にマーキングしたものを作成しておくなど、加入世帯と未加入世帯が一目でわかるようにしておきましょう。

※アパート・マンションの場合は、オーナーや管理人の協力を得ましょう。

②役員の共通認識、自治会の役割の再確認

○呼びかけの熱意や誠意を育みましょう。

自治会活動を把握し、その必要性を十分に理解した上で、熱い心で伝えられるようにしておきましょう。

○加入のメリットは？など想定される質問に答えられるようにしましょう。

(想定質問・回答例は、12～17ページに記載)

③訪問時の説明資料等の用意

○あいさつ状(18～20ページに記載)

○加入促進のハンドブック及びチラシ

○総会資料を用意(会則(規約)、事業計画、予算、役員名簿、会費の領収書もしくは預書等)

※総会資料は難しいという印象を持たれるので、できるだけ分かりやすく説明をすることを心がけましょう。

2 訪問するとき

【人数】

- ・ 2～3人 ※なるべく複数で伺いましょう。

【時期】

- ・ 新規転入者：居住開始後、間を置かずに訪問することが効果的です。
- ・ 既 居 住 者：年度初めやイベント等の開催に合わせて訪問する。

【時間帯】

- ・ 相手の対応可能な時間帯を考慮する。（夜はなるべく避けましょう。）

【携行品】

- ・ 新規転入者：あいさつ状、加入促進のハンドブック及びチラシ、総会の資料、イベント案内等の資料
- ・ 既 居 住 者：加入促進のハンドブック及びチラシ、総会資料、イベント案内等の資料

- ・ 初回の訪問時は、5分程度の簡単な説明にとどめましょう。
- ・ 2回目の訪問は、1週間くらい間隔を空けましょう。初回の訪問で加入を拒否された場合にも、役員を替えるなど工夫して訪問しましょう。

アパート・マンション等の居住者の加入促進

「アパート・マンション等の居住者は、自治会の活動に無関心な人が多く、加入の呼びかけに苦慮している」という声をよく耳にします。居住者への粘り強い呼びかけはもちろんですが、オーナーや住宅管理者に居住者の加入のための協力を依頼することも必要です。

また、活動に参加できなくても、居住者は会費を支払うことで、街路灯維持費等の共益費用を負担するなど、相互扶助のまちづくりに参画していることになり、自治会にとっても財源確保につながります。

Q1 学生や短期居住の単身者には、どう勧めるのか？

A1 準会員や自治会費を減額する等の特例を設けているところもあります。
※自治会費の特例については、規約に明記しましょう。
(会則(規約)の変更には総会の議決が必要です。)

Q2 アパートオーナーや住宅管理者には、何を協力してもらうのか？

A2 アパートオーナーや住宅管理者に加入の必要性を理解していただき、次のような協力をお願いしましょう。

① アパートオーナー自身の加入

アパートが地域にあることで、オーナー自身にも賛助会員として加入を依頼する方法があります。自治会費は居住者数に応じた金額や、年間に定額としているところもあります。

②家賃上乘せ方式

住宅管理者に直接交渉し、アパート単位での加入を依頼する学生アパート等には会費をオーナーに一括して支払っていただくなど、アパート単位での加入を依頼する方法があります。居住者には、入居時に自治会に加入しているということを伝えているので、自治会に少しでも関心を持っていただければと思います。

Q3 アパートオーナーが分からない場合は？

A3 アパートの運営や管理は、全て住宅管理者に依頼して、オーナーは遠方に住んでいることがあります。この場合は、オーナーに協力依頼の文書を渡してもらいなど、住宅管理者に協力をお願いする方法があります。

※分譲マンションの場合、区分所有法第3条に基づき管理組合を設置し、建物の共有部分の管理を行っています。また、管理組合を母体として自治組織を結成している場合もあります。分譲マンションの自治会の結成については、当該管理組合と地区自治会連合会で協議しながら対応していくことが求められます。

呼びかけの実施例

ここでは、実際に加入の呼びかけを行った自治会の例を掲載します。それぞれに工夫を凝らして加入の呼びかけを行っていますので、皆さんの地域の特性を活かした上で、事例を参考にしてください。

◆実例1 新築戸建住宅への加入呼びかけ!! (他都市)

市内大手企業の跡地に、開発業者の手で住宅地が造成され戸建住宅の建設が始まりました。これと並行するかたちで、自治会月例の役員会等で、どのように自治会への加入の取り組みを進めるかについて話し合いました。

まず、下記の書類を入れた封筒を全戸配布しました。

- 自治会の沿革、活動内容、児童を対象とした行事、自治会の財政状況、役員氏名などを要約記載した資料
- 会長の名刺を添付した『加入促進のパンフレット』
- 自治会区域図
- 会則（規約）
- 自治会事業のパンフレット

しばらく音沙汰がありませんでしたが、次第に加入申込みの連絡が来始め、結果的に、ほとんどの世帯が自主的に加入を申し込んでいただくことができました。

その理由として

- ①加入勧誘前から、広報誌を配布していたこと。
- ②当該地域の自治会の方が、毎日、熱心に登校時の児童生徒を見守り、子どもたちと顔なじみになり、信頼関係が構築されたこと。
- ③時期的に、子どもの参加する行事が続いたこと。
(例：地元祭典の子どもみこし、夏祭りなど)
- ④ほとんどの世帯に学童や幼児がいるため、自然に親密感が生まれていたと考えられること。
- ⑤住民の勤務状況などを考慮し、会館などに集まったの説明会は開かず、個別に対応する方法で周知を図ったこと。

などが挙げられると思います。

高齢化率が高い自治会にとって、常に子どもの声が響く地域は、明るく新鮮であり、将来の夢を託す希望でもあります。

長年住んできた会員と連帯感を持つためにも、子どもたちを主体とした行事を、引き続き実施していく必要があると考えています。

◆**実例2 連携により転入者情報を早めにキャッチ!! (他都市)**

昔は、転入者から自治会長にあいさつに来ましたが、今はそのような時代ではありません。待っているだけで、自治会に加入してくれるということはありませんでした。

そのため、隣近所の方やアパートの大家さんから転入の情報が入ると、担当役員や組長を中心に、積極的に加入の呼びかけを行っています。

呼びかけ時には、加入パンフレット、定期総会資料、会則（規約）などを配布しています。

◆**実例3 イベント時に加入を呼びかけるポスターを掲示!! (他都市)**

転入者には、自治会への加入呼びかけのあいさつ状や加入パンフレットを作成し、各戸への訪問を繰り返し加入の勧誘をしましたが、なかなか話にも乗ってもらえず苦労しました。

そこで、自治会の各種イベントの開催時に、加入呼びかけのポスターを掲示板に貼り、イベントのチラシを配布するなど、事あるごとに自治会への加入をお願いしました。

例えば、夏祭りや餅つき大会のような子どもに喜ばれるイベントは、親子連れが多く、未加入の世帯も参加しやすいことから、力を入れて自治会の必要性をPRしました。

このような呼びかけや訪問がきっかけとなり、次第にコミュニケーションが取れるようになり、1年という期間はかかったものの、加入を実現できました。

自治会には、いろいろな考えを持つ方がいますが、その土地に住むことになった縁を大切にして、全住民が自治会に加入すべきという信念が通じた結果となりました。

◆**実例4 未加入世帯が多いアパートへの加入呼びかけには!! (甲運地区)**

アパートの定例会の際に、未加入者も自治会で行っている児童の登下校時における安全・安心パトロール、高齢者の見守り活動など、日常的に関わっている事柄や、災害発生時の防災活動への取り組みを粘り強く説明することによって、自治会活動への理解を得て、加入を実現できました。

また、小学校のPTA 総会などの機会を利用し、安全・安心パトロールや地域の親睦、連帯意識を深めるイベントの開催などをPRすることにより、加入促進につなげることができました。

想定質問と回答例

訪問時に想定される質問と回答例

加入のお願いで訪問すると、訪問したお宅でさまざまな質問をされることがあります。中には鋭い質問で、答えに詰まってしまうことがあるかもしれません。

ここでは、訪問時の想定質問と回答例をいくつか掲載しましたので、参考にいただき、回答できるように準備していただくとともに、回答できない質問については、会長や自治会の方に相談して、後日きちんと回答するようにしましょう。

回答例は地域の実情等に合わせて、アレンジしながらご使用ください。

Q1 加入した場合、どんなメリットがありますか？

A

自治会では、地域住民が安全で安心して住み続けることができるように、自主防災組織を設置し、防災グッズの備蓄や、防災訓練の実施などをして災害時に備えるとともに、防犯パトロールを実施したり、児童生徒が安心して登下校できるよう通学時間帯の見守り活動を実施しています。

また、夏祭りや運動会などの様々なイベントを通じて、地域のふれあいと交流を深め、地域住民同士が関わり合う中で豊かな生活が送れるよう、地域の絆づくりに努めています。

過去の災害や事件などの例では、地域住民同士の繋がりが強かった地域ほど、連携が取れて救助や支援に繋がったと言われています。いざという時に、地域住民同士が支え合い、助け合えることは、大きなメリットであると考えています。



Q2 自治会に入らないといけないのですか？

A

自治会への加入は、強制ではありませんが、地域の環境美化活動や、ごみ集積所の管理、街路灯の設置・維持管理などは、地域住民が協力して行っています。

また、個人では解決が難しい、道路や側溝の改善などの日常生活に係る環境整備については、地域住民の意見をもとに自治会として行政に要望していくことが効果的です。

このような地域生活に密着した業務や課題の解決のために、自治会の役割が必要となっていますので、ぜひ加入してください。



Q3 甲府市には地区自治会連合会に加入している自治会はいくつありますか？

A 令和6年4月1日現在、511の「自治会」があります。
また、「地区自治会連合会」は、31地区の全てにあり、各自治会がそれぞれの地区自治会連合会に加入しています。

Q4 自治会の地域は何を基準に区切られているのですか？

A 特に明確な基準はありませんが、大字・町丁別、地区地域の特殊性、開発区域、大きな道路を境にするなど、区域の広さ、加入戸数もさまざまです。マンションやアパートごとに「自治会」が組織されている場合もあります。



Q5 そもそも自治会って何ですか？

A 同じ地域に住む方が、相互の親睦を図りながら、防災・防犯活動、環境美化活動、ごみ集積所の管理や街路灯の設置・管理など、さまざまな活動を行うことで、自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意の団体です。

Q6 自治会は市役所の関係団体ではないのですか？

A 住民のニーズが多様化してきたことや、地域での新たな課題が多くなってきたことで、行政だけの対応は難しくなってきました。自治会は、行政や関係団体と相互補完機能を果たす地縁団体で、地域の発展及び住民生活の向上に寄与し、明るく住みよいまちづくりを推進することを目的としています。
市の事業に協力することはありますが、市とは別の地域住民が自主的に結成し、運営している任意の団体です。
また、任意団体という位置付けではありますが、地域課題の解決に取り組んでいる公共的団体であり、地域の課題解決にあたっては、防災や防犯など行政及び関係団体と協力して取り組む場合も数多くあります。
このことから、自治会の運営や事業実施の支援として、市から補助金等の交付を受けています。

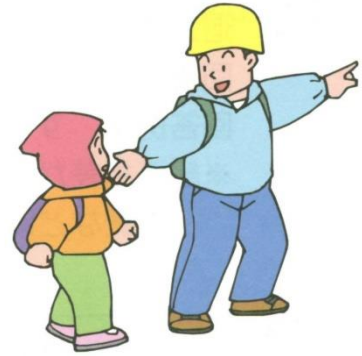
Q7

自治会に加入することで、活動参加をはじめ多くの負担が生じますか？

A

清掃活動や行事への参加などを、できる限り公平に分担しながらお願いをしています。

多くの住民が自治会に加入することで、一人ひとりの負担が少なくなっていくので、地域住民が協力し合いながら、住みやすいまちにするためにも、自治会は必要な組織であることをご理解いただき、加入者を増やしていくことが必要と考えています。



Q8

個人情報安全に管理していますか？

A

皆さんから提供していただいた個人情報は、自治会で定めた目的のみに利用しています。また、いただいた個人情報は自治会長と役員がきちんと管理しています。

※上記の回答をする場合は、自治会で個人情報の取り扱い方法を明文化しておく必要があります。

Q9

自治会費は月（年）いくらですか？
自治会費はどのような用途で使われていますか？

A

自治会費は、1 か月（1 年）〇〇〇円で、毎年開催する自治会の総会で事業承認を得た中で、たとえば、街路灯の設置や維持費、清掃、緑化、防犯パトロール、夏祭りなど自治会の活動に係る費用に支出しています。



Q10 自治会費を支払いたくても支払えない場合はどうすればよいですか？
支払えない場合、自治会に入ることには出来ないのですか？

A 現実に高齢化がすすみ、年金生活では会費が支払えないといって自治会を退会する方が増えているようです。

回答例① 一度、役員会で協議して、後日回答いたします。

回答例② すでに減額等を実施している場合は減額について説明します。

※負担が大きいと感じる方がいる場合には、平等に負担する会費の額は最低限におさえ、行事費などについては参加費や寄付金で賄うようにする事も必要です。

Q11 自治会費以外の収入はあるのですか？

A 活動内容に応じて市からの助成として、広報誌等配布委託料、街路灯設置費・電気料等補助金、地域集会施設建築費等補助金、有価物回収事業報奨金等があります。また、自治会の集会所利用料収入、イベント等での寄付などもあります。

Q12 自治会に加入していませんが、行事に参加することはできますか？

A ぜひ参加してください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、地域の方々との交流を広げていく中で、加入を検討していただきたいと思えます。



Q13 自治会活動で怪我をした場合はどうなりますか？

A 市であらかじめ「市民活動補償制度」に係る保険料を負担し、自治会が行うボランティア活動等公益活動中に起きた事故に対し、傷害や賠償責任を補償しています。この制度は、加入や登録の手続きの必要はありません。

※「市民活動補償制度」は見舞金程度となりますので、必要に応じて自治会で保険に加入してください。

アパート等居住者(単身者、学生)からの想定質問と回答例

自治会にとっては、イベント等への学生の参加は、活動の大きな活力となります。ボランティアに興味があり、地域に貢献したいと思っている学生もいます。ぜひ単身者、学生などにも、根気よく加入を呼びかけましょう。

Q1 学生(単身)のため、長くは住まないのですが・・・

A 自治会で設置・管理している街路灯は、安全の確保につながり、ごみ集積所の管理や清掃活動は、住みよい生活につながるなど、自治会の活動は気づかないところでみなさんの生活に役立っています。短期間でも何かの縁でこの地域に住むことになったので、自治会へぜひ加入してください。
※会費について、年額なのか月額なのか、一部減額できる規定があるかなど、会費の額などについても説明しましょう。

Q2 単身で帰りも遅く、留守にしがちなので、役員にはなれませんが・・・

A 回答例①：恐縮ですが、公平に役員は1年ごとの持ち回りにし、過度な負担とならないよう、引継ぎなどをしっかりしてまいりますので、ご協力をいただきたいと存じます。
回答例②：休日の行事のお手伝いだけでもかまいません。
回答例③：会費を納入していただくだけでも、自治会の運営を行ううえで大変助かります。

Q3 年間を通じて、いろいろと行事に参加しなければならないのでは？

A 交流・親睦のために参加して欲しいとは思いますが、基本的に自由参加なので、ご都合に合わせて参加してください。

Q4 住民票を前のまちから移していない方でも加入できますか？

A この地域に住んでいる方であれば加入大歓迎です。
※自治会の取り決め（会則（規約）など）がある場合は、それに従ってください。

Q5 学生が長期休暇期間中に参加できるような活動はありますか？

A 自治会での夏祭りやスポーツ大会などがありますが、学生には地域でのボランティア活動のほか、さまざまな面で助けてほしいと思っています。



あいさつ状（新規転入者用）

令和 年 月 日

新規転入された皆さまへ

〇〇〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、〇〇自治会内にご転入されたことに対し、〇〇自治会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇自治会は、現在、〇〇世帯が加入され、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、〇〇自治会会則（規約）をお届けしますので、ご一読くださいますようお願いするとともに、是非、自治会への加入につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

☆あなたの所属する組は、〇〇組です。

☆組長さんは 〇〇〇〇〇〇さんです。
(住所 TEL)

※いろいろ不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく組長さんを経由して自治会役員にお申し出ください。

あいさつ状（以前からの未加入者用）

令和 年 月 日

地域にお住いの皆さまへ

〇〇〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私たち〇〇自治会は現在〇〇世帯が加入しており、皆さまがこの〇〇町に住んでよかったと思えるように、住民の親睦と安全安心で住みよいまちづくりに取り組んでおります。

つきましては、〇〇自治会のことをさらに知っていただけますよう〇〇自治会会則（規約）、総会議案書等の活動資料をお届けいたしますので、ご覧のうえ、自治会への加入につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、自治会会費（年もしくは月〇〇〇円）は、加入の翌年・翌月からいただくことになっておりますので、念のため申し添えます。

☆あなたの所属する組は、〇〇組です。

☆組長さんは 〇〇〇〇〇さんです。
（住所 TEL ）

※いろいろ不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく組長さんを経由して自治会役員にお申し出ください。

あいさつ状（入居開始後の集合住宅用）

令和 年 月 日

家主・管理組合 様

〇〇〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇**居住者様の自治会加入へのお願い**

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私たち〇〇自治会は現在〇〇世帯が加入しており、居住者様がこの〇〇町に住んでよかったと思えるように、住民の親睦と安全安心で住みよいまちづくりに取り組んでおります。

つきましては、居住者様に〇〇自治会の活動内容を知っていただき、近隣の方との友好の輪が広がりますよう〇〇自治会会則（規約）及び総会議案書等の活動資料をお届けいたしますので、居住者様に自治会に加入していただきますようご協力をお願いいたします。

なお、自治会会費(年もしくは月〇〇〇円)は、加入の翌年・翌月からいただくこととなりますので、念のため申し添えます。

☆この建物の所属する組は、〇〇組です。

☆組長さんは 〇〇〇〇〇〇さんです。
(住所 TEL)

※いろいろ不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく組長さんを経由して自治会役員にお申し出ください。



甲府市自治会加入促進ハンドブック

甲府市自治会連合会（甲府市自治連合会事務局）
甲府市市民部市民協働室協働推進課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

連合会事務局 Tel・Fax 055-235-1168

E-mail : jichiren@sirius.ocn.ne.jp

協働推進課 Tel 055-237-5298/Fax 055-237-1039

E-mail : sstaiwa@city.kofu.lg.jp